

1. 開催日 平成28年2月26日(金曜日) 午後13時00分から

2. 開催場所 国富町農業委員会会議室

3. 議事日程

日程第1 会務報告

日程第2 報告1 農地使用貸借契約の合意解約について

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知について (農地の賃貸借合意解約)

報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
(市街化区域内の農地転用)

日程第3 議案第4号 農地法第3条の規定に基づく農地の所有権移転及び使用収益権の設定に関する件

日程第4 議案第5号 農地転用事業計画変更申請の承認に関する件

日程第5 議案第6号 農地法第5条の規定に基づく農地の使用目的の変更及び所有権移転並びに使用収益権の設定に関する件

日程第6 議案第7号 農用地利用集積計画に関する件

日程第7 議案第8号 平成28年度農作業標準賃金に関する件

4. 出席委員 (17)

1番	落合 哲哉	2番	福嶋 啓一			4番	横山 治己
5番	鳥成 貞固	6番	河野 憲次	7番	富岡 純利	8番	横山 峰明
9番	吉岡 政徳	10番	原 利國	11番	永峰 常雄	12番	片山 奏則
13番	郡 政盛	14番	柚木崎 了	15番	上加世田善人	16番	濱砂 功
17番	吉野 良和	18番	生目 利幸				

5. 欠席委員

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 日高 忠彦

副局長兼農地係長 徳原 忠利

副主幹 中山 小百合

主事 荒谷 幸祐

7. 会議の概要

事務局	皆さんこんにちは、定刻になりましたので、ただ今から平成28年第2回農業委員会総会を開催いたします。まず、会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	(挨拶内容省略＝別紙参照)
議 長	ただいまの出席者は17名であります。定足数に達していますので、ただいまから平成28年第2回農業委員会を開催いたします。ただちに、本日の会議を開きます。それでは、議事録の署名委員を指名します。議事録の署名委員には会議規則第14条第2項の規定により、6番委員と7番委員を指名します。 日程第1 「会務報告」 会務報告を行います。 会務報告につきましては別紙のとおりですが、主な物だけ申し上げます。 2月2日 県農業者年金受給者協議会会長・事務局長合同研修会が県トラック協会で開催され、受給者協議会会長と事務局が出席しました。 2月5日 国富町農業者年金受給者協議会温泉研修が都城市のゆぼっぼ温泉で開催されました。私と事務局が出席しました。 2月9日 宮崎県農業委員研修会が宮崎観光ホテルで開催されました。参加されました委員の皆さん、お疲れ様でした。 2月12日 農地中間管理事業に関する担当者会が県土地改良会館で開催され、事務局が出席しました。 2月15日 第3回市町村農業委員会事務局長会議が宮崎観光ホテルで開催され、事務局が出席しました。 2月15日 あっせん委員会が農業委員会会議室で開催され、4番委員、5番委員が出席され4件が成立しました。 2月18日 第3回まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会が役場第2会議室で開催され、私と事務局が出席しました。 2月19日 第23回くにとみ農村女性フォーラムが改善センター大ホールで開催されました。参加された委員の皆さんお疲れ様でした。 2月23日 県農業会議第421回常任議員会議が県トラック協会で開催され、私が出席しました。 2月25日 西都市・国富町隣接地区担当農業委員合同研修会が六野の落合ストア一で開催されました。参加された委員の皆さんお疲れ様でした。 2月26日 本日の農業委員会総会終了後、農業者と農業委員会との意見交換会が改善

議長 センターA 会議室で開催予定です。農業者の方々とおおいに意見を交換して下さい。
以上で会務報告を終わります。

日程第2 「報告」事務局の報告をお願いします。

事務局 日程第2 報告1 「農地使用貸借契約の合意解約について」の1件であります。
議案書2 ページ 受付番号1 (1) について説明をします。

貸渡人が西都市にお住まいの方です。借人も西都市に住まいで、お二人は親子であります。土地は八代北俣字上郷原3筆、地目は畑で面積は合計10,000㎡です。当土地を使用貸借することになった経緯は、父親の貸渡人が農業者年金を受給する際に経営移譲することが必要となったため、息子さんとの間で平成11年5月1日から平成31年4月30日までの20年間の使用貸借契約を結ばれておりましたが、息子さんとの間に結ばれていた契約を別の方との間に利用権設定をするために合意解約をする必要が生じたため、親子間で協議の結果、合意解約となったものです。後ほど、利用集積で議案が出てきますのでよろしくをお願いします。

日程第2 報告2 「農地法第18条第6項の規定による通知について（農地の賃貸借合意解約）」の4件であります。

番号5 (1) と6 (2) 貸渡人は森永地区にお住いで、借人は宮崎市在住の方です。土地は森永字道免 地目は田 面積は577㎡を、農地利用集積円滑化団体を介し、平成26年11月10日から平成36年11月9日までの10年間の賃貸借契約が結ばれておりましたが、合意解約する必要が生じたため両者間で協議された結果、合意解約となったものです。

番号7 (3) と8 (4) 貸人は上田尻地区にお住いで、借人は宮崎市在住の方です。地目は田 面積は3,262㎡を、農地利用集積円滑化団体を介し、平成25年12月10日から平成31年12月9日までの6年間の賃貸借契約が結ばれておりましたが、合意解約する必要が生じたため両者間で協議された結果、合意解約となったものです。

日程第2 報告3「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について（市街化区域内の農地転用）」の1件の説明をします。

議案書4 ページ 受付番号2 (1)
譲渡人は太田原地区にお住まいの方です。譲受人は宮崎市にお住まいのご夫婦になります。

事務局 届出された土地は国富町大字本庄堂ノ後 地目は畑 面積は200 m² となります。

次に届出のあった土地の説明をします。別紙資料の1ページをご覧ください。地図中央に太田原保育園がありますが、そこから東に20mの場所にある、丸で囲まれた斜線部分になります。

届出の理由としましては、譲受人夫婦が個人住宅を建築する事になっています。13番委員に現地を確認していただき、問題ないと判断頂いております。

以上報告いたします。

議長 事務局の報告が終了しましたが、この6件につきまして皆さんの質疑は何かありませんか。 ないようですので次に進みます。

日程第3 議案第4号 「農地法第3条の規定に基づく農地の所有権移転及び使用収益権の設定に関する件」を議題といたします。

詳細につきましては事務局に説明をいたさせます。

事務局 日程第3 議案第4号 「農地法第3条の規定に基づく農地の所有権移転及び使用収益権の設定に関する件」について説明をいたします。

議案書の6ページの総括表をご覧ください。

今回の「農地法第3条の規定に基づく農地の所有権移転及び使用収益権の設定」につきましては、町許可の使用貸借権1件、賃貸借権1件、所有権移転2件となっております。 次に詳細についてですが7ページをご覧ください。

番号7(1)について説明します。

西都市にお住いのAさんの所有する畑2筆 地目は畑 面積合計6,744 m²を同じく西都市にお住いのBさんへ所有権を行うものです。

場所については別紙の2ページをご覧ください。対象農地は八代北俣の今平地区の北側、山の方、六野原の台地が広がっている西の方の隅にあり、JA 宮崎中央畜産団地の東側約400mの場所にあり、丸で囲まれた斜線部分になります。

AさんとBさんは親子であり、父親のAさんから息子のBさんへ贈与による所有権移転を行ない、Bさんの規模拡大と経営の安定を図るものです。権利取得後のBさんの経営面積は26,349 m²となり取得地には露地野菜を作られるとの事です。

番号8(2)と番号9(3)は譲渡人と譲受人が同じのため、一括して説明をさせていただきます。

事務局

岩知野地区にお住いの C さんの所有する田 1 筆 473 m²と畑 1 筆 322 m²を同じく岩知野地区にお住いの D さんへ所有権移転と使用貸借権設定を行うものです。

場所につきましては別紙資料の 3 ページになります。

対象農地は岩知野地区にあり、地図中央に県中部農業改良普及センターがありますが、そこを中心にするると半径 350m内にある、丸で囲まれた斜線部分になります。譲受人の D さんは譲渡人の C さんのおじさんにあたります。C さんは相続により当該農地を取得されましたが、会社に勤められており労力不足の為、近隣農地を耕作されておられ規模拡大を図られておられる D さんへ贈与による所有権移転、および使用貸借権の設定を行うもので、権利取得後の D さんの経営面積は 5,171 m²となり、取得地には水稲と露地野菜を作られるという事です。

番号 10 (4) は岩知野地区にお住いの E さんの所有する田 1 筆 467 m²を同じく岩知野地区にお住いの F さんへ貸借権の設定を行うものです。場所につきましては別紙の 4 ページになります。先程の所有権移転番号 8 (2) の対象地の道を挟んで東側になります。貸人の E さんは当該農地の他に 1 町 6 反ほどの農地を所有されていますが、奥様もお亡くなりになり、また後継者もおられない為、労力不足となり、この農地が遊休農地化していたので、近隣農地を耕作されていて、規模拡大を図られている F さんへ貸借権の設定を行うもので、権利取得後の F さんの経営面積は 5,171 m²となり、取得地には水稲を作られるという事です。

今回の 3 条の申請の 4 件であります。事務局としましてはいずれも農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、担当地区の農業委員からの報告も問題ない事から許可基準の全てを満たしているものと判断し問題ないものと考えております。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりましたが地区担当委員で補足説明がありましたらお願いします。

委員

特にありません。

委員

特にありません。

議長

つづきまして、皆さんの質疑を許します。何かありませんか。無いようですので質疑を終了します。それでは採決いたします。お諮りします。本件 4 件につきまして原案のとおり承認することに賛成委員の挙手をお願いします。挙手全員と認めます。よって本件 4 件につきましては、原案のとおり決定と致します。

議長

日程第4 議案第5号「農地転用事業計画変更申請の承認に関する件」を議題といたします。詳細につきまして事務局に説明をいたさせます。

事務局

議案書の9ページをご覧ください。

今回の「農地転用事業計画変更申請の承認に関する件」につきましては1件の申請を受けております。詳細については番号1(1)をご覧ください。

こちらは平成27年2月17日付で申請がありました、GさんからHさんが譲り受け、露天駐車場として使用するという農地転用内容を変更して、露天駐車場および太陽光発電施設用地として使用する事業計画変更の申請になります。

場所については別紙資料の5ページをご覧ください。現地の写真については8ページになります。場所は深年の高田原、萩原地区の位置になりますが、地図中央にあります萩原共同墓地から南東に250mほど行った丸で囲まれた斜線部分になります。隣の黒く塗りつぶされた所は、申請地と一体利用する所になります。8ページの番号1①の写真は申請地の写真になります。写真1②については、奥にあるのが、地目が山林で、太陽光発電施設が造られており、こちらから申請地に向けて拡張となります。場所については以上となりますので、議案書にお戻りください。

事業計画変更となった理由については、平成27年2月に、申請地の隣にある太陽光発電施設専用の駐車場として農地転用が申請されました。しかし、農業委員会総会后に内容変更が生じたため、翌月の県農業会議への進達は行いませんでした。その後、Hさんから依頼を受けている行政書士とは何度か話し合いを行ないました。

申請から1年が経過した理由については、具体案の検討のほか、譲受人であるHさんが町外にも太陽光発電施設を展開していたのと、夏にHさんが入院されたという事があります。変更点としましては、隣接する地目山林の場所と一体利用ができる平地に太陽光発電施設を設置し、駐車場として2台ほどのスペースで計画しております。補足ですが、隣接する山林につきましては、登記簿上は622㎡なのですが、実際有効的使える面積は1,296㎡になります。以上が事業計画変更申請の主な理由になります。

今回の申請については、先程も申し上げましたように、県農業会議に進達していませんので、まだ許可はされていませんし、地目も農地のまま、名義変更もされていません。農地法上、事業計画変更承認に付いては要件が定められております。

①既に受けた転用許可を取消し、前の所有者によって効率的に農地として利用する事が困難である場合。

については、まだ名義変更は行っておりませんので、前の所有者はGさんで、転用許可

事務局

も受けておりませんので、①の要件は該当しないとなります。

②転用目的の達成が困難となった事が、故意または、重大な過失によるものではないと認められる場合。

については、有効的に太陽光発電施設を拡張したいということになりますので、故意または、重大な過失によるものではないと認められます。

③変更後の転用計画が確実に実施される見込みがあり、周囲の地域に影響がない場合等の全ての条件にあう場合に変更が認められております。

については、当初の計画のまま、駐車場を確保しつつ、太陽光発電施設を拡張するという事で転用の見込みはあると思われま

事務局としましては、申請地は都市計画区域外にある白地の農地であり、申請書類や現地を審査したところ、事業計画変更承認の要件に当てはまるものと判断しております。変更申請自体につきましては、問題ないものと考えています。また、申請地は第1種農地と判断されますので、転用は原則不許可となりますが、例外規定の中にある「既存施設の2分の1を超えない面積の拡張」に該当するものと考えております。

なお、地区担当委員の16番委員にも現地を確認いただいております。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員で補足説明がありましたらお願いします。

委員

事務局の説明通りです。特にありません。

議長

続きまして、皆さんの質疑を許します。何かありませんか。ないようですので採決いたします。お諮りします。ただ今審議して頂きました、農地転用事業計画変更申請の承認に関する件、1件につきまして原案のとおり承認することに賛成委員の挙手をお願いします。挙手全員と認めます。よって、農地転用事業計画変更申請の承認に関する件、1件につきまして原案のとおり決定といたします。

日程第5 議案第6号「農地法第5条の規定に基づく農地の使用目的の変更及び所有権移転並びに使用収益権の設定に関する件」を議題といたします

詳細につきましては、事務局に説明をいたさせます。

議案書の 11 ページをお開き下さい。

「農地法第 5 条の規定に基づく農地の使用目的の変更及び所有権移転並びに使用収益権の設定に関する件」につきましては 2 件の申請を受けています。

番号 3 (1) 宮崎市にお住いの I さんの所有する畑 1 筆 面積 833 m²を新富町にお住いの J さんが譲り受け、通路および駐車場として使用する内容となっております。場所については、別紙資料の 6 ページをご覧ください。現地の写真につきましては 8 ページになります。

申請地は今平地区にあり、今平バス停から直線で約 230m 行った丸で囲まれた斜線部分になります。斜線部分の周りが黒く塗りつぶしてあります。ここは、I さんの所有地で原野、宅地になり、今回ここを含めて J さんに譲渡することになります。8 ページの写真番号 3 が現在の状態になります。①が町道から申請地に入る所を写しています。こちらが通路になります。②が反対に奥から町道に向かって撮った写真になります。現在は畑として使用しており、I さんが管理をされているそうです。場所の説明は以上となりますので、議案書にお戻りください。

申請の理由ですが、譲渡人の I さんは、現在市内にお住まいで、国富町内にある持家を国富町の空家バンクに載せられないかと担当課に相談がありました。しかし、申請地が農地になっていた為、空家バンクに載せることが出来なかったが、話を受けていた不動産業者が買い手を探されて、J さんへ紹介したところ気に入られたため、購入することになりました。住宅はありますが、駐車場がなく、I さんもかつてはここを駐車場として使用していたそうです。転用目的としましては、町道からの進入路と駐車場となっております。しかし、これだけでは 800 m²を超える転用は難しいのですが、J さんの計画としましては、残地については家庭菜園の他に憩いの場の建物を造って、活用していくという事です。

以上がこちらの転用申請の説明になりますが、事務局としましては書類や現地を審査した所、申請地は都市計画区域外にある白地の農地である。周囲の状況から判断する農地区分としましては、第 2 種と判断します。第 2 種農地につきましては周囲の状況から判断する立地基準や転用の確実性に問題がなければ転用は可能となっております。事務局としましてはこちらの申請について問題ないものと判断しています。

番号 4 (2) 上六野にお住いの K さんの所有する畑 1 筆 546 m²を上六野にお住いの L さんが借受け、個人住宅を建築する内容となっております。場所については別紙 7 ページ、写真は 8 ページになります。

申請地は三名の上六野になります。右上にある六野地区営農研修施設から直線で 450

事務局

m西に行った丸で囲まれた斜線部分になります。写真番号 4①の左側の道路部分も申請地になりますので、この道路部分については無断で舗装しているの、この部分について追認で始末書が提出してあります。場所については以上です。

申請の理由ですが、現住所には K さん、L さんを含む 7 人で生活をされていますが、現在の住宅では手狭であるため、現住宅を譲受人の息子さん家族に渡し、新しく建てられる家に K さんと L さんで住まわれるという事です。雑排水については合併浄化処理を行ない、既設排水路に放流するという事です。

以上が、転用申請の説明になりますが、事務局としましては書類や現地を審査した所、申請地は都市計画区域外にある白地の農地である。周囲の状況から判断する農地区分としましては、第 1 種と判断します。第 1 種農地につきましては、転用は原則不許可となっておりますが、例外規定の中にある「家屋の連たんする集落に接続して、必要な施設を造る場合」に該当するものと考えております。事務局としましてはこちらの申請について問題ないものと判断しています。

なお、地区担当委員であります 11 番委員、10 番委員にも現地を確認していただいております。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。地区担当委員で補足説明が有りましたらお願いします。

委員

番号 3 (1) の現地確認に行きました。6 ページの地図を見てもらうと分りますが、土地の丁度中間が農地となっていて、下の部分に住宅が建っています。現在住宅に入る道路は 1m 幅位の歩道しかなく、今までもこの農地の部分を進入路・駐車場として利用していたという事です。家庭菜園と進入路・駐車場としては、833 m²は広いと思いましたが、進入路がここしかないのではやむをえないと判断しました。以上です。

委員

特に問題はないです。よろしくをお願いします。

議長

続きまして、皆さんの質疑を許します。何かありませんか。
ないようですので質疑を終了します。採決いたします。お諮りします。ただ今審議して頂きました、所有権移転 1 件、使用貸借権設定 1 件につきまして原案のとおり承認することに賛成委員の挙手をお願いします。挙手全員と認めます。よって、所有権移転 1 件、使用貸借権設定 1 件につきまして原案のとおり決定と致します。

日程第 6 議案第 7 号「農用地利用集積計画に関する件」を議題といたします。

これより議事を進めます。議案書の 14 ページ番号 4 (1) と番号 5 (2) の所有権移転

議長 に関する件の議案の説明を事務局に求めます。

事務局 議案書 14 ページ、番号 4、番号 5 は譲受人が同じなため併せて説明をします。
番号 4 森永地区にお住いの M さんの所有する田 1 筆 577 m²を、番号 5 上田尻地区にお住まいの N さんの所有する田 1 筆 3,262 m²を宮崎市にある農業生産法人に所有権移転を行うものです。場所については別紙 9 ページをご覧ください。丸で囲まれた斜線部分が今回、所有権移転を行う場所になりますが、番号 4 については、法人の園芸施設団地内にあります。番号 5 については法人の育苗センターのハウスのひとつになります。場所については以上となります。

あっせん売買価格についてですが、今までこの農業生産法人があっせん委員会で協議をしてきた、他の例と同じように 10a あたり 80 万円で協議を終えております。

あっせんに至った経緯については、番号 4 の M さんは納税猶予の関係で売り渡すことが出来なかった土地が、M さんのお父さんが亡くなられた関係で、その制限が外れた事で売る事になりました。

番号 5 の N さんについては、今まで貸し付けていた農地を、この農業生産法人の申し出により、合意解約を行ない売られるという事になりました。

対価の支払期限、引き渡し共に 3 月 17 日で設定をしています。この農業生産法人は育苗事業の他に施設野菜の栽培を行なっている農業生産法人になります。権利取得後の経営面積は 102,859 m²となります。

以上が今回の所有権移転 2 件になりますが、事務局としましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断し、問題ないものと考えています。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたが、続きまして皆さんの質疑を許します。何かありませんか。ないようですので質疑を終了します。それでは採決を致します。お諮りします。本件 2 件につきまして原案のとおり承認することに賛成委員の挙手をお願いします。挙手全員と認めます。よって、所有権移転 2 件につきましては原案の通り決定と致します。

議長 それでは議案書の 14 ページから 15 ページの所有権移転 4 件、16 ページの利用権設定 3 件に関する件の議案の説明を事務局に求めます。

事務局 議案書の 13 ページをご覧ください。
今回、農用地利用集積計画に関する件につきましては所有権移転 6 件、利用権設定 3 件、総面積 57,426 m²となっております。内、所有権移転 2 件は先程諮らせていただきました

ので、残りの7件について説明します。

番号6 上田尻地区にお住いのOさんの所有する田1筆 3,036 m²を上田尻地区にお住いのPさんへ所有権移転を行うものです。場所については別紙の10ページになります。こちらは向高、森永地区の地図になりますが、右下にあるソーラーフロンティア(株)国富工場から直線距離で500mほどの囲まれた斜線部分になります。あっせん売買価格についてですが、10aあたり70万円で協議を終えており、端数を調整しておりますが総額で2,126,000円となっております。あっせんを行った理由については、先ほどの農業生産法人に貸し付けていた農地を売る事になった為、縮小した分の農地を確保するために隣接地を購入する為に、Oさんに話をされ、あっせんに至りました。Pさんは畜産農家で、権利取得後の経営面積は18,895 m²となり、取得地には飼料用稲を作られるという事です。

番号7 稲荷地区にお住いのQさんの所有する田1筆 3,057 m²を上田尻地区にお住いのRさんへ所有権移転を行うものです。場所については、別紙の11ページになります。こちらでもソーラーフロンティア(株)国富工場から直線で500mほど行った丸で囲まれた斜線部分になります。

売買あっせん価格についてですが、10aあたり60万円、端数を調整して総額180万円で協議を終えております。あっせんに至った経緯については、以前からお二人の間で賃借契約がされていましたが、今回、Rさんに売却することになり、あっせん委員会が行われました。申請地の西と東にRさんが所有する土地があり、Rさんの仕事の効率も良いという事で購入することになりました。

Rさんは畜産農家で、権利取得後の経営面積は28,722 m²となります。

番号8 平成22年3月に農地保有合理化事業により、買受けを行なった宮崎県農業振興公社が向高地区のSさんに5年間の賃貸借契約に加え、1年間延長していた貸付けを行っていた農地を、今回Sさんへ売却する内容となっております。

場所については別紙の12ページになります。こちらの位置図は向高地区の上の原周囲の地図を載せてあり、対象地は東諸葬祭場から1.5km離れた丸で囲まれた斜線部分になります。売買あっせん価格についてですが、平成22年3月に公社が取得した価格10aあたり30万円で面積をかけた金額1,895,000円に1%の諸経費を含めた金額1,913,000円が今回の買い入れ価格となっております。買い入れられますSさんは畜産農家で、対象農地を購入後は今まで同様に管理をしていくとの事です。

番号9 平成23年7月に農地保有合理化事業により、買受けを行なった宮崎県農業振

興公社が、十日町東地区にお住いの T さんに 5 年間の賃貸借契約により貸付けを行っていた農地を売却する内容となっております。

場所については別紙の 13 ページになります。位置図は嵐田地区周囲の地図を載せておりますが、宮崎市北消防署西部出張所を基点にしますと、南西方向に 350m ほど行った、丸で囲まれた斜線部分になります。

売買あっせん価格についてですが、平成 23 年 7 月当時に公社が取得した価格 10a あたり 70 万円に面積をかけた金額 4,142,000 円に 1% の諸経費を含めた金額 4,183,000 円が今回の買い入れ価格となっております。

農地を買い入れられます T さんにつきましては、千切大根や水稻を作付されています認定農業者であり、対象農地を購入後は今まで同様に管理をしていくとの事です。

以上が所有権移転 4 件となっております。残りの利用権設定 3 件の説明をします。

議案書の 16 ページをご覧ください。

番号 3 西都市にお住いの V さんの所有する畑 6 筆 合計 15,341 m² を後継者であります W さんへ貸付けをおこなう内容となっております。

場所については、別紙の 14 ページになります。こちらの場所は八代北俣六野原の西側で JA 総合ファーム国富畜産団地周囲の地図になり、ここを基点にしますと 700m 範囲内にあります丸で囲まれた斜線部分が今回の対象地になります。

こちらの利用権設定の詳細については、貸渡人の V さんが農業者年金の経営移譲年金を受給している為、再度更新のため提出がされたものです。親子間の使用貸借契約の為、賃料は発生しません。設定期間につきましては、平成 28 年 4 月 5 日から平成 38 年 4 月 4 日までの 10 年間の契約となっております。

権利設定後の経営面積は、西都市分を含めると 27,149 m² となり、今まで同様に管理をしていくとの事です。

番号 4 と番号 5 は円滑化団体が、農地の所有者から借り受けた農地を認定農業者へ貸し付ける内容となっておりますので、一括して説明をさせていただきます。

番号 4 西都市にお住いの X さんの所有する畑 3 筆 (内、八代北俣上郷原 1 筆は 6,973 m² の内 2,535 m²) 合計 10,000 m² を円滑化団体が借受け、番号 5 借受けた円滑化団体が西都市に本店を置く会社へ貸付けを行なう内容となっております。

場所については、別紙の 15 ページになります。旭地区から東側の周囲の地図を載せてありますが、丸で囲まれた斜線部分が今回の申請地となります。

利用権設定の詳細については、会社から X さんに申し入れがありまして、X さんの息

事務局 子さん（Yさん）も西都市から国富町に行くのは大変という事で、規模縮小の為に貸付けを行なうことになりました。Xさんが経営移譲年金を受けておられるので、円滑化事業を活用する事で、農業者年金の停止がないようにするという事で、今回利用権設定が提出されたものです。賃借料としましては1反当り1万円となっております。設定期間につきましては、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間となっております。借受けられますこの会社は育苗事業を主におこなっており、権利取得後の経営面積は西都市分も含めて、130,000㎡となっております。以上が所有権移転4件、利用権設定3件となっております。

事務局としましては、いずれも農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、問題ないものと考えております。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。続きまして皆さんの質疑を許します。ないようですので質疑を終了します。採決を致します。お諮りします。本件7件につきまして原案のとおり承認することに賛成委員の挙手をお願いします。挙手全員と認めます。よって所有権移転4件、利用権設定3件につきましては原案のとおり決定と致します。

事務局 日程第7 議案第8号

「平成28年度農作業標準賃金に関する件」を議題といたします。詳細につきましては、事務局に説明をいたさせます。

議案書の18ページをご覧ください。

「平成28年度農作業標準賃金に関する件」について説明させていただきます。

平成28年度農作業標準賃金(案)の表をご覧ください。こちらに記載してある金額だけで説明しますと、昨年と変わっているのが、一般作業賃金(男女共)になり、1日当たりの作業賃金を変更しています。その他につきましては、綾町・西都市共に農作業標準賃金につきましてはほぼ変動が無く、去年の同時期の軽油1リットル当たりの価格について調べた所、27年度は26年度と比べて30円程安かったのですが、28年度は値上げするかもしれない事も踏まえ、標準的な賃金として昨年同様の額で良いのではないかと判断し(案)として出ささせていただきました。変更した1日当たりの賃金(5,600円)につきましては、昨年は1日当たり5,500円で、現在宮崎県の最低賃金が1日当たり693円で、8時間をかけて5,544円となり、昨年度の5,500円を若干上回っておりますので、5,600円に改正をさせて頂きたいと思っております。

議長 　また、あくまでも標準賃金であり、具体的な内容につきましては、地権者と耕作者との話し合いで行っていただきたいと思います。説明は以上です。

事務局の説明が終わりましたが、農作業標準賃金（案）に関して、何か質疑がありましたらお願いします。

ないようですので採決いたします。お諮りします。ただ今審議して頂きました件につきまして、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手をお願いします。挙手全員と認めます。よって、平成28年度農作業標準賃金につきましては、原案のとおり決定と致します。

議長 　以上を持ちまして、第2回定例農業委員会を終了いたします。
大変おつかれさまでした。

平成28年2月26日

議事録署名者

会 長

委 員

委 員

